要望等記録一覧表（令和８年４月分）

No. 22	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	－
【件名】	市営住宅居室の修繕について			

【要望等の概要】

①台所の換気扇取替

工事の作業前にキッチンのテーブルを汚したり、割ったりしたら弁償やでと言われたので支障ない所へ自分で移動させてと言えば、嫌と言われ、市で仕方なしにテーブルを移動させようとするとどこに移動させるねんと高圧的な態度をとられ、移動先は自分らで考えろと言われた。
また時間の制限があるため、当日市の職員で業者が来る前に養生する事は要望者に事前に連絡していたので、養生しようとしたら、「声かけて確認してからしろや」と怒鳴られ「何勝手にしてるねん」と言われた。

②トイレのタイルの浮き、割れ部分の修繕

トイレのタイルの浮き、割れについて、緊急に対応を要する状態ではなかったので、他の住戸でタイル修繕を実施するタイミングまで待ってもらうようお願いしていたが、何度も連絡してきて、修繕を急ぐよう要求してきた。そのため他の住戸でもタイル修繕が必要な箇所があったので、当該住戸と併せて業者に現場確認してもらい、材料入荷しだいで修繕を実施した。
また、別のタイルに若干クラックがあり、そのタイルの張り替えを要求してきたが、浮きもなく剥がれる恐れがない状態でそのタイルを触ることにより他のタイルも剝がれてしまう恐れがあると業者も判断していると何度も説明し、問題はないと伝えたが、納得されないのでコーキング処理で対応した。それでもまだ「張り替えろ」と要求し続けている。

③共用廊下側小窓の鳥の巣対策

共用廊下側の小窓部分に毎年鳥が巣をつくるので、対策をしてほしいと要望があった。
つっぱり棒とネットで対応したが、後日、子どもが鳥の巣をつくるのを楽しみにしているのでネットを外すよう要求され、また、外したら横にもうひとつ小窓あるねんから、そっちにネットしやなそこに巣をつくるやろ。言わんでもわかるやろともう一つ別の小窓にネットを設置するよう言われた。

【対応方針等の概要】

①ことあるごとに当時の職員の対応についていつまでも苦情を言ってくるが、完了しているため対処はしません。
②緊急性がなく、対処する必要性がないことを何度も説明済であるため、要求は続いていますが、これ以上の修繕対応はしません。
③要望者には対処法も提案するが改善することがなく、市へ要求してくるため職員で設置し対応しました。

【担当部署】	住宅課